

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 殿

総務省国際戦略局国際戦略課

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構によるファンド出資の考え方について（通達）

#### JICTによるファンド出資の基準

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「JICT」という。）が、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（平成27年総務省告示第412号）1（1）②イに規定する海外において行われる通信・放送・郵便事業を支援する事業のうち、ファンドへの出資を行うにあたっては、以下の要件を全て満たすこととする。

- (1) JICTがファンドに出資するにあたっての形態は、LP（有限責任）とすること。
- (2) JICTが我が国事業者との間で投資先のファンド（以下、「JICT出資ファンド」という。）への最大出資者とならないこと。ただし、JICTが我が国の事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 次の事項を投資契約・サイドレター等の手段において担保すること。
  - (ア) JICT出資ファンドの投資案件総額において、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成27年法律第35号。以下「機構法」という。）第1条の目的及び第2条第1項に規定する対象事業に合致する案件への投資総額の割合が、JICTによるファンドへの出資割合以上となるよう投資を行うこと。
  - (イ) JICT出資ファンドの適切な運営を確認するため、投資状況について報告を求めると又は投資委員会等にJICTがオブザーバーとして出席する機会等を確保すること。
  - (ウ) JICT出資ファンドが、投資先事業に対してハンズオン支援を行える態勢となっていること。また、ファンドマネージャーがファンド活動期間中を通してその活動に関与していること。
- (4) JICT出資ファンドの投資状況を機構法第16条に規定する海外通信・放送・郵便事業委員会に定期的に報告する等、政策的意義・収益性の状況を確認できる態勢とすること。

**【補足】 JICT による LP 投資対象のイメージ**

- 我が国事業者の進出が進んでいない特定の分野・地域等への海外展開を促進するにあたって、必要となる専門的知見・ネットワーク等を有するファンドへの投資
- 政策的意義が高いものの、ベンチャー企業等が行う事業のように、単一の事業としては比較的风险の高い事業への投資を専門的に行うファンドへの投資
- 地域経済を支える民間事業者の海外展開に資するファンドへの投資 等

**【参考 1】 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成 27 年法律第 35 号）（抄）**

（機構の目的）

第 1 条 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構は、我が国の事業者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とする株式会社とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「通信・放送・郵便事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 電気通信事業（電気通信設備を他人の通信の用に供する役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。）
- 二 放送事業（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信の役務を提供する事業をいう。）
- 三 郵便事業（信書その他の郵便物の送達の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。）
- 四 前三号に掲げる事業が提供する役務の需要の開拓に寄与する事業その他の前三号に掲げる事業と密接に関連する事業であって、前三号に掲げる事業と事業上の損益の全部を共通にするもの

2 この法律において「対象事業」とは、海外において行われる通信・放送・郵便事業又は海外において行われる通信・放送・郵便事業を支援する事業をいう。

（設置）

第 16 条 機構に、海外通信・放送・郵便事業委員会（以下「委員会」という。）を置く。

**【参考 2】 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準（平成 27 年総務省告示第 412 号）（抄）**

1 支援の対象となる対象事業が満たすべき基準

(1) 政策的意義

② 次に掲げる事業のいずれかを行おうとするものであること。

ア （略）

イ 法第 2 条第 2 項に規定する対象事業のうち、海外において行われる通信・放送・郵便事業を支援する事業